

小中連携、小中一貫教育の 今後の進め方

平成25年2月

文部科学省 初等中等教育局

教育制度改革室

【小・中学校間の連携・接続が求められる背景】

1. 子どもの発達と学校生活の状況

- ①子どもの発達の早まり ②小5・中1段階の段差 ③中学校での学習や生活への不適応

【小・中学校における連携・一貫教育への取組の状況】

2. 小学校と中学校との連携についての実態調査結果(抜粋)

3. 教育課程の特例を活用した小中連携の取組(研究開発学校、教育課程特例校等)

【小中連携、一貫教育の推進】

4. 小中連携、一貫教育校の様々なタイプ

5. 校地・校舎に着目した分類

6. 教員免許に関する小学校と中学校の比較

7. 小学校における教科等に関する専門的指導を行う場合の教職員定数の加配について

【中教審における審議】

8. 中央教育審議会初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会における審議経過について

9. 「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」

10. 中教審教育振興基本計画部会「第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)」

11. 小中一貫教育に関する教育課程の基準の特例について

12. 小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究

【小中一貫教育校における多様な教育の推進】

13. 小中一貫教育に関する先行的な取組の実施団体のうち、6年・3年とは異なる学年のまとまりを設けている実施団体の例

14. 義務教育に関する意識調査結果

①6-3制を5-4制などに変更することについて

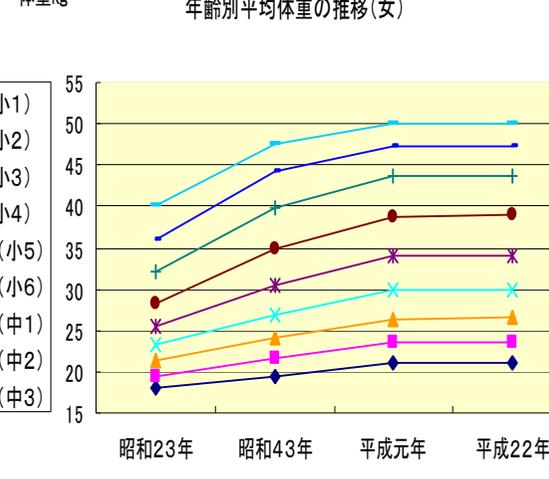
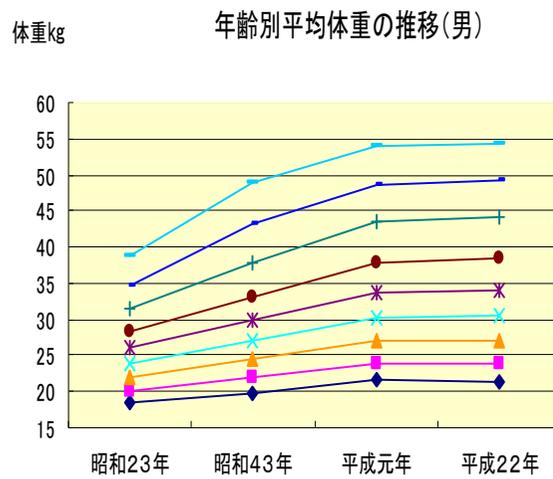
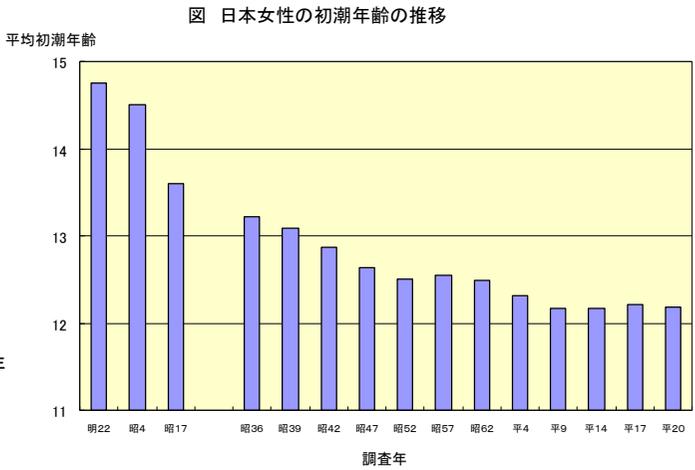
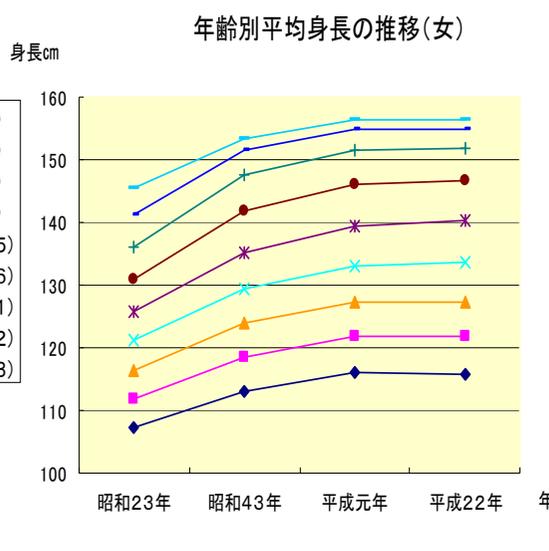
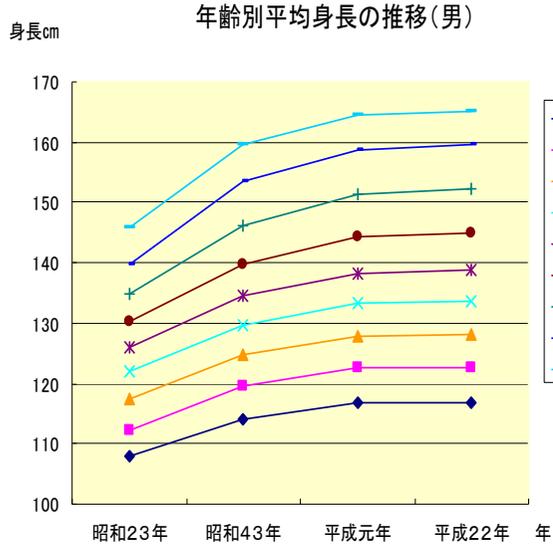
②9年制の小中一貫校をつくることについて

③小学校高学年を教科担任制にすることについて

【参考】

15. 義務教育の目的、目標に関する法令上の規定

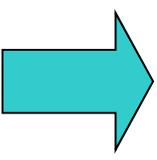
1. 子どもの発達と学校生活の状況① (子どもの発達の早まり)



(大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室による全国初潮調査結果より。昭和17年以前は松本亦太郎「精神及身体発達の研究」(1937)より)

日本女性の平均初潮年齢は昭和36年当時と比較して1年程度早まっている

(←昭和23年は学校衛生統計、昭和43年～平成22年は学校保険統計調査より)



身長、体重いずれも、昭和23年のある学年の平均値は、平成22年の2～3年前の学年の平均値に相当する = 身体的発達の早まり

→ 例えば昭和23年の中1(12歳)の平均値は平成22年の小4～小5(9～10歳)の平均値に相当

1. 子どもの発達と学校生活の状況② (小5、中1段階の段差)

図1 教科や活動の時間の好き嫌い(学年別)

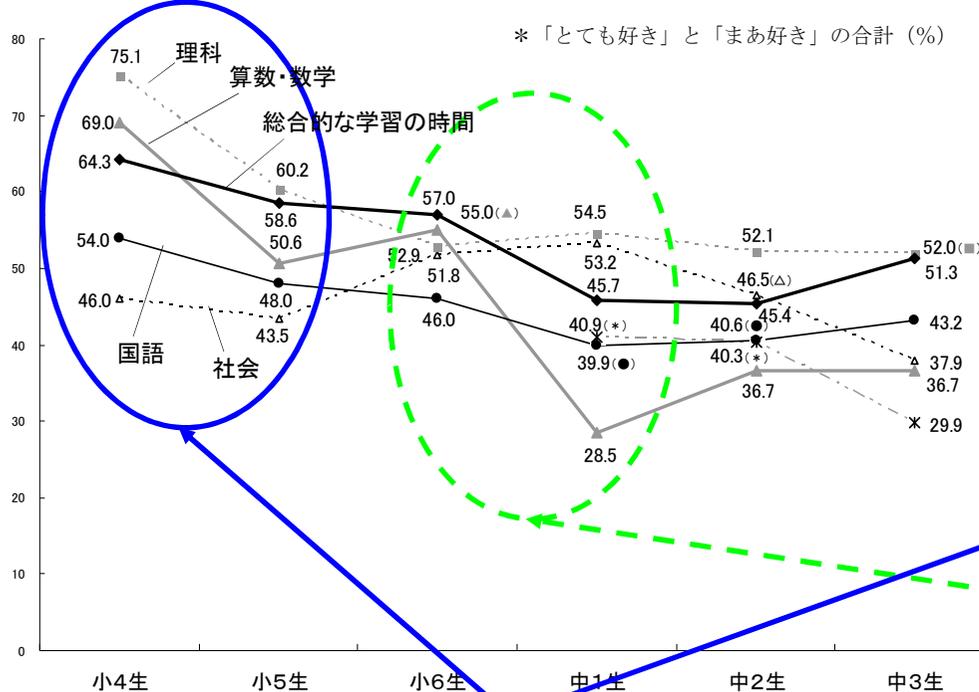
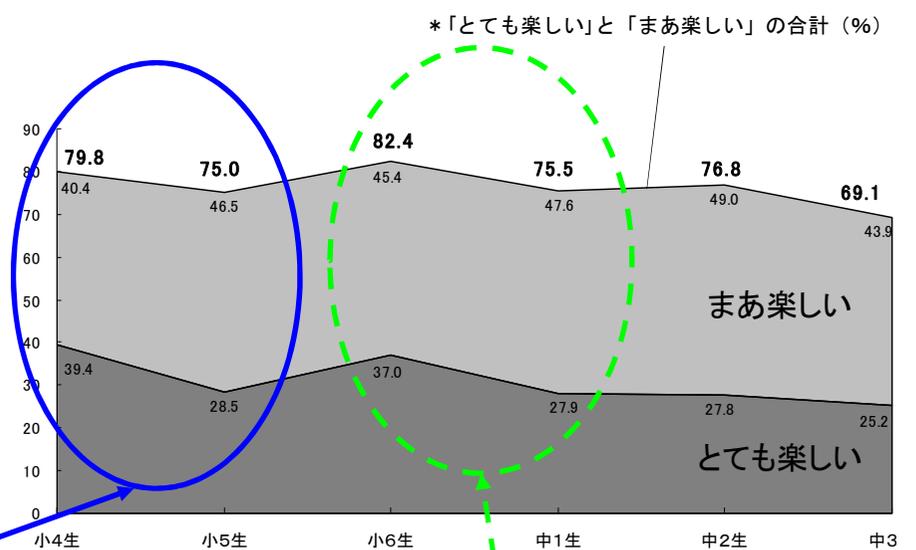


図2 学校の楽しさ(学年別)



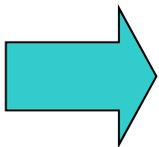
文部科学省「義務教育に関する意識調査」(平成17年)より

中1段階の段差

- ① 国語、算数・数学、総合的な学習の時間について「とても好き」「まあ好き」と答えた生徒の合計の割合が減少
- ② 学校に通うのが「とても楽しい」と答えた生徒の割合が大きく減少

小5段階の段差

- ① 各教科について「とても好き」「まあ好き」と答えた児童の合計の割合が減少
- ② 学校に通うのが「とても楽しい」と答えた児童の割合が大きく減少

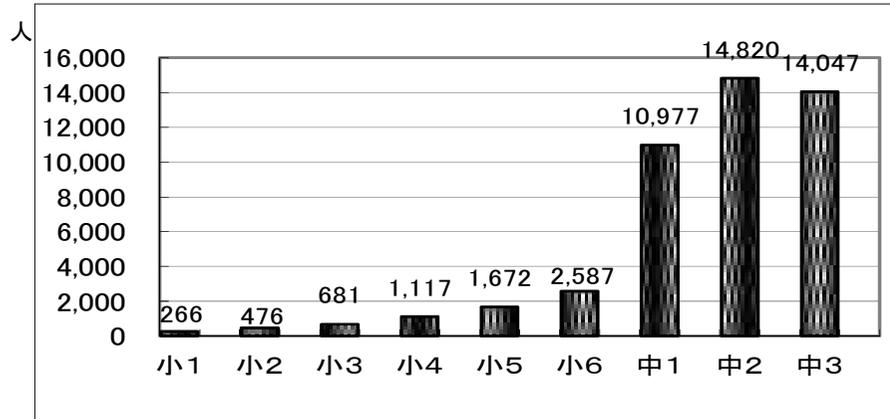


児童生徒の発達上、小学校5年生段階及び中学校1年生段階に段差がある可能性

1. 子どもの発達と学校生活の状況③ (中学校での学習や生活への不適応)

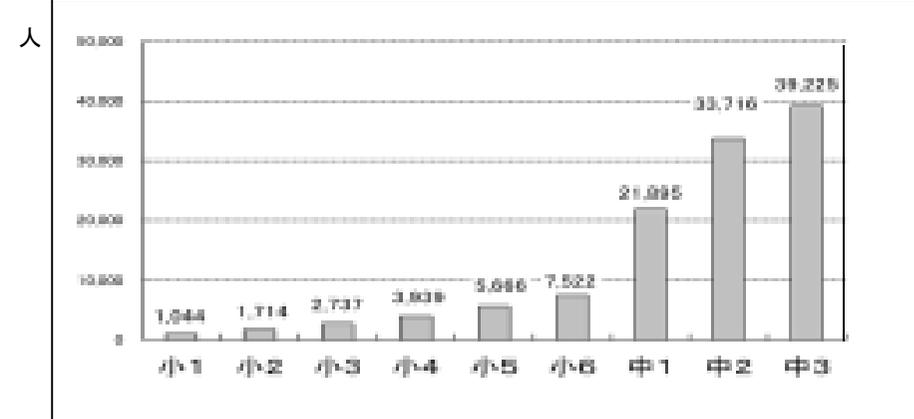
暴力行為の加害児童生徒数(学年別内訳)

国公立小・中学校



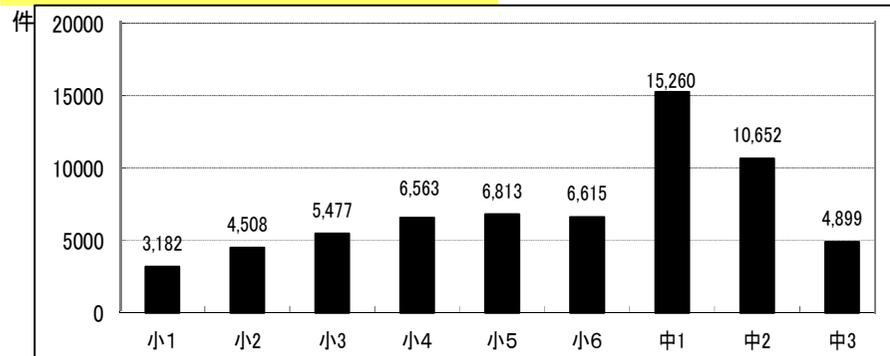
不登校児童生徒数(学年別内訳)

国公立小・中学校



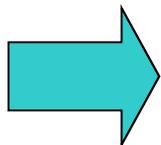
いじめの認知件数(学年別内訳)

国公立小・中・特別支援学校



(注1) 暴力行為加害児童生徒数は、「対教師暴力の状況」「生徒間暴力の状況」「対人暴力の状況」及び「器物損壊の状況」に計上された加害児童生徒数の数値を合計したものと一致している。
(注2) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

文部科学省 「平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果



暴力行為の加害児童生徒数、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数は、いずれも、**中学校1年生段階で急増する** = 中学校での学習や生活への不適応

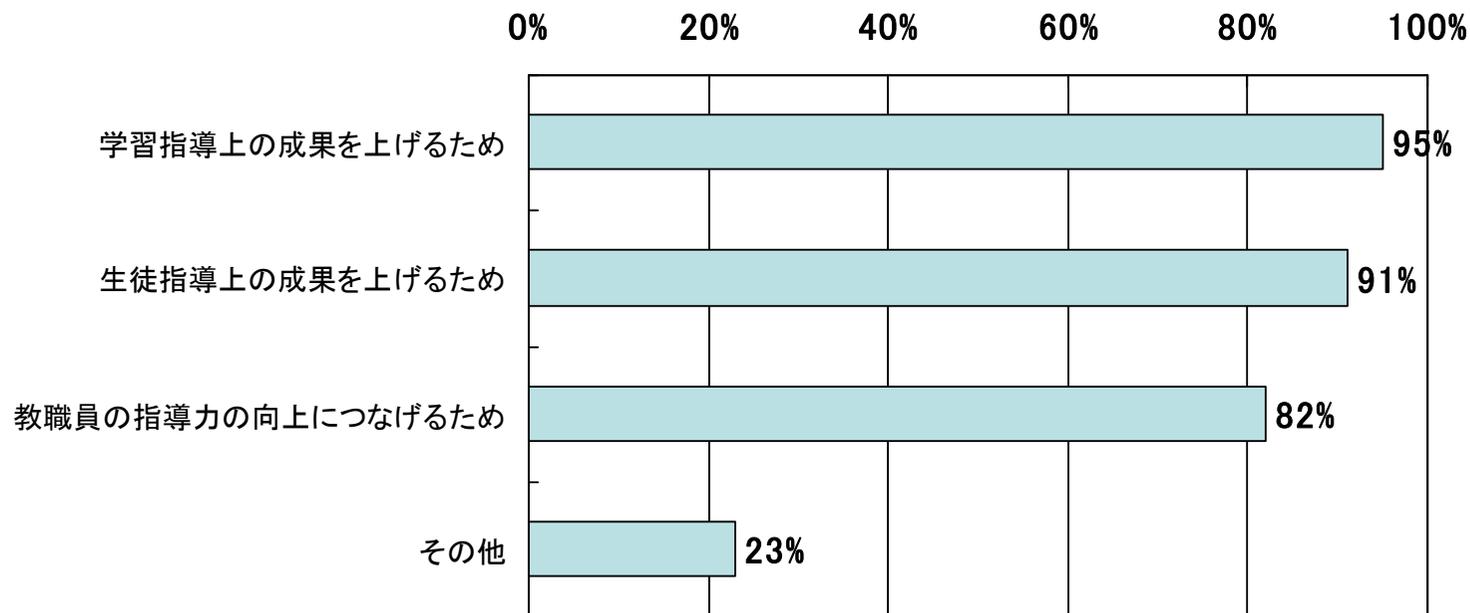
2. 小学校と中学校との連携についての実態調査結果(抜粋)

1－(11) 全回答数1763のうち、1－(1)～(7) (9) (10) いずれかの取組を行っている市町村の数

| | |
|---------------------------------------|--------------|
| 1－(1) 教育委員会としての方針や計画の策定 | 583 (33.1%) |
| 1－(2) 教育委員会による小・中9年間を通じた教育課程の編成の方針の策定 | 58 (3.3%) |
| 1－(3) 異校種間における教員の乗り入れ授業の実施 | 641 (36.4%) |
| 1－(4) 小学校における教科担任制の実施 | 380 (21.6%) |
| 1－(5) 小・中学校を一体的に運営するための組織(「〇〇学園」等)の設置 | 47 (2.7%) |
| 1－(6) 小・中合同の委員会等の設置 | 823 (46.7%) |
| 1－(7) 教職員の兼務発令 | 287 (16.3%) |
| 1－(9) 市町村主催の小・中学校教員の合同会議等の恒常的な設置 | 688 (39.0%) |
| 1－(10) 市町村による研究指定事業の実施 | 380 (21.6%) |
| 1－(1)～(7) (9) (10)いずれかの取組を行っている市町村の数 | 1276 (72.4%) |

1 - (13) 小・中連携を進めようとするねらい

【1 - (13) ~ (15) の調査対象】1 - (3) ~ (7) のいずれかの取組を行っている市町村(1050)



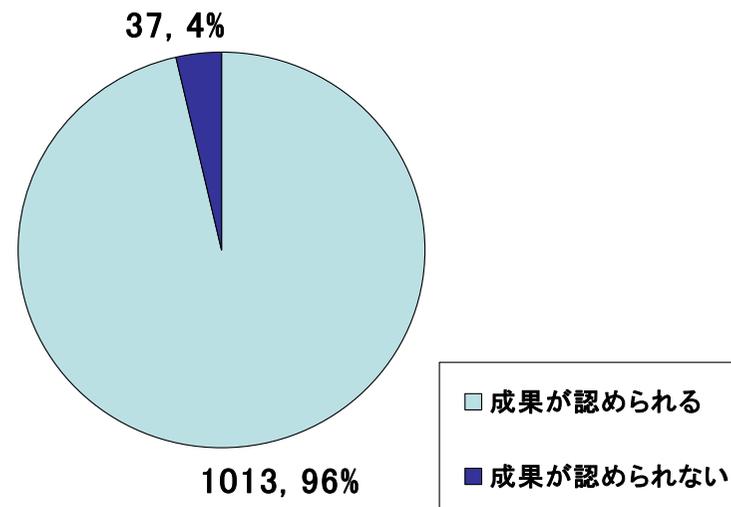
【「その他」の例(自由記述)】

- ・ 小学校から中学校に進学する際に、学習面や生活面での段差を感じ、戸惑いを見せたり、不登校傾向を示したりする生徒が見られるため、個に応じた指導の工夫・改善や指導と評価の一体化を図り、スムーズに学校生活を送れるようにするため。
- ・ 問題を抱える子や特別な支援を要する子のスムーズな進学をサポートしていくため。
- ・ キャリア教育を柱とし、義務教育9年間で子ども達が社会の一員としての責任を担い、社会的な自己実現を図ろうとする意欲や態度を継続的に育てていくことをねらいとしている。
- ・ 児童生徒の学習面・生活面・体力面の向上を図るために、義務教育9年間の発達段階を踏まえ、一貫性のある教育活動を推進する。
- ・ 義務教育9年間を通して児童生徒を育成する、ということに対する教員の意識改革を図るため。
- ・ 地域の核としての学校の機能を高め、家庭・地域の教育力の向上につなげるため。
- ・ 児童生徒が年代を越えて交流し、進学することへの憧れを強くしたり、リーダーシップを取ることで自尊感情や思いやりの心情を醸成したりするため。
- ・ 小学校における英語教育充実を図るため。

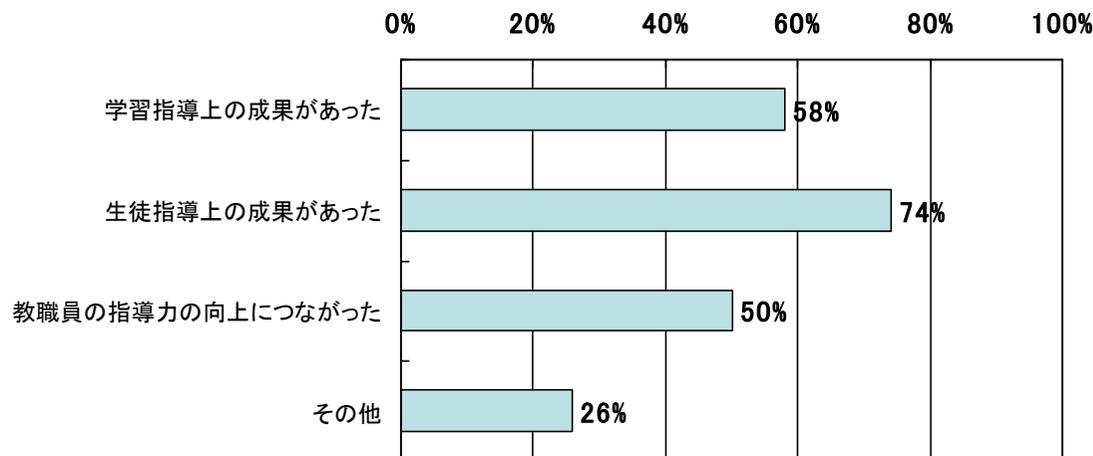
1 - (14) 小・中連携の取組の成果

| | | |
|-----------|------|-----|
| 成果が認められる | 1013 | 96% |
| 成果が認められない | 37 | 4% |

(注)「成果が認められない」と回答したものの内には、「取組を始めたばかりであり、成果の見極めができていない」ものを含む。



「成果が認められる」場合の内容



【「その他」の例(自由記述)】

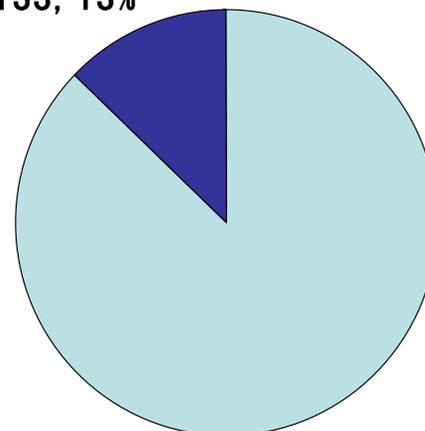
- ・ 小・中学校間の情報交換等により問題行動の減少につながった。
- ・ 小・中学校で、特別支援を必要とする児童生徒や家庭等に関する情報共有ができ、きめ細かい支援ができるようになった。
- ・ 中学校の教員による英語指導により、小学校児童の英語に対する興味関心を増すことができた。
- ・ 中学校区内の全小・中学校であいさつ運動に取り組んだところ、学校や地域であいさつできる児童生徒が増え、地域の方と触れ合う機会も多くなった。
- ・ 小・中学校の連携が図られることにより、それぞれのPTA活動や地域との行事が一体的に進められ、地域の連帯意識の高まりや、学校への協力体制の強化が見られるようになった。
- ・ 小・中で連携したキャリア教育の推進により、児童会・生徒会の交流が生まれ、子どもたちによる主体的な活動の場が広がった。
- ・ 中学校へ体験入学することで、入学時の心理的不安が解消され、生徒指導上の諸問題が減少し、落ち着いて中学校生活を送れるようになった。
- ・ 中学校区で共通の「家庭学習強調週間」を設定し取り組んだことで、保護者の家庭学習に対する意識が深まった。

1 - (15) 小・中連携の取組の課題

| | | |
|-----------|-----|-----|
| 課題が認められる | 917 | 87% |
| 課題が認められない | 133 | 13% |

(注)「課題が認められない」と回答したものの内には、「取組を始めたばかりであり、課題の見極めができていない」ものを含む。

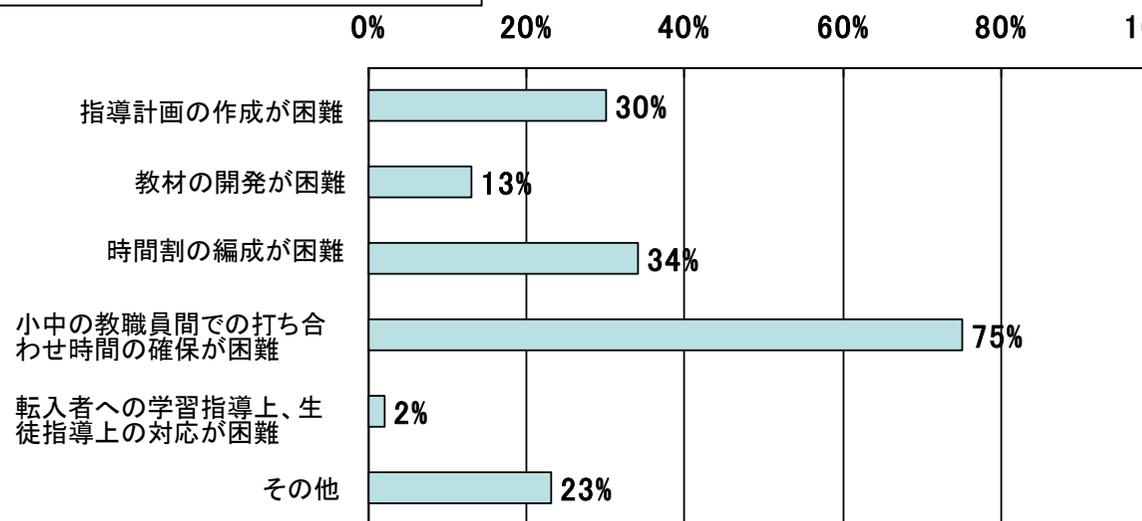
133, 13%



917, 87%

■ 課題が認められる
■ 課題が認められない

「課題が認められる」場合の内容



【「その他」の例(自由記述)】

- ・ 小中教員による交換授業は、中学校からの出前授業が主なものとなっており、中学校側の負担が大きい。
- ・ 所有免許の関係から、兼務発令を拡大できない。
- ・ パソコンやプロジェクター等を使った授業がしにくい(乗り入れ授業の際、準備の時間不足や学校間で整備状況が異なるため)。
- ・ 児童生徒間の交流において、移動手段と移動に要する時間の確保が難しい。
- ・ 教員が小・中学校間を車で移動する場合のガソリン代等が個人の負担になっている。
- ・ 交流が単発になりがちで、継続的なものとするのが難しい。
- ・ 国や県の助成が無い場合、先進的な事業を行う場合の予算確保が困難。
- ・ 専任の小中一貫教育コーディネーター(小中学校間の連携をコーディネートする教員)が必要。
- ・ 学校選択制を実施しており、小・中学校における指導の一貫性をどのように図っていくかが課題となる。

3. 教育課程の特例を活用した小中連携の取組(概要)

- 特例の制度を利用して、学習指導要領等によらない教育課程を編成して行われているもの

| | | 合計 | 国立 | 公立 | 私立 |
|------------|---------|--------|----|--------|----|
| 件数(市町村・法人) | | 52件 | 3件 | 44件 | 5件 |
| | 研究開発学校 | 9件 | 2件 | 7件 | 0件 |
| | 教育課程特例校 | 43件 | 1件 | 37件 | 5件 |
| 学校数 | | 1,042校 | 6校 | 1,028校 | 8校 |
| | 研究開発学校 | 59校 | 4校 | 55校 | 0校 |
| | 教育課程特例校 | 983校 | 2校 | 973校 | 8校 |

※取組数は平成24年4月1日現在

※教育課程特例校については、独自の教科の新設等による小中連携を推進する取組の数
(取組の内容が小学校における外国語教育の充実のみに係るものを除く。)

(参考)平成24年度学校数

小学校 21,460校

中学校 10,699校

4. 小中連携、一貫教育校の様々なタイプ

小中一貫教育に関する先行的な取組は、極めて多様

ア) 制度上の特例の活用

特例を活用している取組も活用していない取組もある。

イ) 特例の活用範囲

教科全般にわたって特例を活用している取組、キャリア教育に力を入れた取組など様々。

ウ) 学年の区切り

6年・3年のまとまりでの区切りほか、4年・5年での区切り、4年・3年・2年での区切りなど様々。

エ) 小学校からの教科担任制

導入するかないか、導入している場合でも、どの学年からどの教科で導入するかについて取組は様々。

オ) 校地・校舎の状況

小中一体型校舎を新設した取組、小学校を中学校の隣に移設した取組、既存の校地・校舎を活用した取組など様々。

5. 校地・校舎に着目した分類

品川区の考え方

品川区では、次のような『施設一体型一貫校』と『施設分離型連携校』の2つのタイプで小中一貫教育を行っています。



三條市の考え方

小中一貫教育にはさまざまなタイプがあります

各当市は連携型から取り組んでいきますので、すぐに今の学校がなくなるということではありません。各当市の進め方については、学校・家庭・地域・教育委員会が一緒になって考えていきます。



6. 教員免許に関する小学校と中学校の比較

小学校と中学校の両方の教員免許を有している者

| | 全体 | 国立 | 公立 | 私立 |
|------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校教員のうち 中学校の教員免許を 有している者の割合 | 62.0% | 72.6% | 62.1% | 52.2% |
| 中学校教員のうち 小学校の教員免許を 有している者の割合 | 25.9% | 36.0% | 27.3% | 4.1% |
| | 全体 | 国立 | 公立 | 私立 |
| 中学校教員のうち高等学校の教員免許を有している者の割合 | 77.6% | 88.8% | 77.6% | 77.4% |
| 高等学校教員のうち中学校の教員免許を有している者の割合 | 55.5% | 80.4% | 58.2% | 47.4% |

(出典)
平成22年度
学校教員統計調査

平成14年の隣接免許取得促進のための制度改正

3年以上の経験を有する小学校教員

中学校二種免許取得に必要な単位数

22単位

制度改正

14単位

3年以上の経験を有する中学校教員

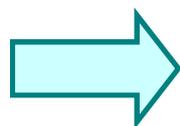
小学校二種免許取得に必要な単位数

24単位

制度改正

12単位

※教育職員免許法別表第八



本制度改正を受け、実際に隣接校種の免許を取得した件数

- 小学校教諭が中学校2種免許を取得した件数 : 683
- 中学校教諭が小学校2種免許を取得した件数 : 4,306

※文部科学省「教員免許状授与件数等調査」による。平成14年度～平成22年度件数累計。

(参考)専科担任制度

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。

(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科の授業を行う)

※教育職員免許法第16条の5